

## 八王子市小児慢性特定疾病医療費支給制度に係る指定医研修実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3に規定される都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の指定に当たり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の10第1項第2号に規定される、都道府県知事が行う研修（以下「指定医研修」という。）の実施について必要な事項を定め、小児慢性特定疾病医療費支給制度の運営に必要な知識を有する指定医の養成を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この研修の実施主体（以下「実施主体」という。）は、平成26年12月11日付、雇児母発1211第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知に基づき、八王子市とする。

### (受講対象者)

第3条 受講対象者は、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、別表に掲げる厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有しない者とする。

### (研修の内容)

第4条 受講者が指定医の役割を十分に果たせるよう、以下の内容を盛り込む。

- (1) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度
- (2) 小児慢性特定疾病児童等のデータ登録
- (3) 指定医等の職務
- (4) 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書の記載
- (5) 指定医が行うべき実務
- (6) 代表的疾病の概要や診断基準、医療意見書、診断や治療に当たっての臨床的な問題点
- (7) 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関の実務

### (研修の方法)

第5条 研修は、講義により行う。

### (修了の認定)

第6条 実施主体は、研修を履修した者に対して修了の認定を行い、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

(研修の教材)

第7条 研修の教材は、以下の資料の内容を参考して、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

- (1) 新たな小児慢性特定疾病対策の概説 (日医総研 ワーキングペーパー)
- (2) 小児慢性特定疾病指定医研修資料 ー対象疾病の概況ー (日本小児科学会)

(研修の委託)

第8条 市長は、本研修の実施について委託できるものとする。

(その他)

第9条 市長は、本研修の実施について都道府県等と合同開催できるものとする。

附則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
消化器外科専門医	
呼吸器外科専門医	
心臓血管外科専門医	
小児外科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経科専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医

小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証

氏 名	
医籍登録番号	
医籍登録年月日	年 月 日
研修修了年月日	年 月 日

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 10 第 1 項第 2 号に定める研修を修了したことを証明する。

年 月 日

八王子市長